

# 業務指示書

## 北米・中南米地域中米地域水・衛生セクターに関するJICA-IDB連携に向けた情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年4月20日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 九野 優子 Kuno.Yuko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年4月25日 までにJICAホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水・衛生セクターに係る調査経験

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／水・衛生政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水・衛生政策の調査・分析経験
- 2) 対象国又は同類似地域：エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ホンジュラス、メキシコ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語またはスペイン語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 下水道システム】

- 1) 類似業務の経験：下水道分野の調査・分析経験
- 2) 対象国又は同類似地域：エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ホンジュラス、メキシコ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語またはスペイン語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 廃棄物処理】

- 1) 類似業務の経験：廃棄物処理分野の調査・分析経験
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年5月2日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
本邦招聘への同行にかかる費用(直人費を除く)
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
  
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

( 1 = 円 , US\$1 = 114.01 円 , EUR1 = 124.67 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／水・衛生政策  
下水道システム  
廃棄物処理

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.48 M/M

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年5月19日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表

北米・中南米地域中米地域水・衛生セクターに関するJICA-IDB連携に向けた情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/水・衛生政策	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 下水道システム	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 廃棄物処理	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2. 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 背景

#### (1) 調査の背景

中米地域は、近年の急速な経済発展と都市化の進展により、上下水道や廃棄物処理施設の更なる整備が都市環境の維持・改善において重要となっている。また、上水及び下水における一連の処理過程は、必ずしもエネルギー効率の高いシステムとなっておらず、多くのエネルギーを消費する傾向がある。特に、主なエネルギー原料を化石燃料の輸入に依存する中米地域では、社会サービスの拡充のみならず、各種施設の効率化（省エネ化）の推進が関連政府機関・民間セクターの経営上、また、気候変動対策上求められる。

JICA は中南米地域の重点分野・課題として、①人間の安全保障の視点を踏まえた格差是正支援、②地球規模課題への取組み（気候変動対策、環境保全・改善及び防災）を掲げている。具体的には、①では基礎的社会サービスの拡充、②では日本の優れた技術の活用を通じた省エネ等の促進を図るとしている。

また、我が国は水・衛生セクター（上下水及び廃棄物処理）における豊富な経験と高い技術を有しており、左記を活用した中米地域の課題解決の促進は、日本政府が掲げる「インフラシステム輸出戦略」にも貢献しうる。

以上を踏まえ、中米地域を対象とし、水・衛生セクターにおける日本の技術活用促進を念頭に置き、今後の有償資金協力の可能性を調査・検討するための調査を実施する。

#### (2) 米州開発銀行との連携

JICA は、長年に亘り同地域のエネルギーセクターに関する開発協力で中心的役割を果たしてきた米州開発銀行（以下、IDB）との間で、2012年に「再生可能エネルギーおよび省エネルギー分野向け協調融資スキーム（以下、CORE）」に係る覚書<sup>1</sup>を締結した。2014年には、その後の実施案件の成果に基づいて目標額や対象国の拡大も図りつつ、具体的な事業の形成、実施に取り組んでいる。

また、IDB は中南米・カリブ地域における水・衛生セクターについても、主要な国際開発金融機関であるところ、同セクターを対象とした本調査を共同で実施し、開発効果を高めるパートナーとして最適といえる。

以上を踏まえ、本調査はIDBと連携した上で、将来的な協調融資案件の形成に資する情報の収集・分析、候補案件リストの作成を行う。

<sup>1</sup> 概要は以下のリンクを参照

[http://www.jica.go.jp/press/2013/20140331\\_01.html](http://www.jica.go.jp/press/2013/20140331_01.html)

[http://www.jica.go.jp/press/2010/20110114\\_01.html](http://www.jica.go.jp/press/2010/20110114_01.html)

## 2. 業務の目的

本調査の目的は、中米地域を対象とし、水・衛生セクターにおける日本の技術活用促進を念頭に置き、JICA-IDB 協調融資案件の形成に資する情報の収集・分析、候補案件リストの作成を行うことである。

## 3. 業務の対象地域

エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ホンジュラス及びメキシコ（計 8 カ国）

## 4. 相手国関係機関

3. の 8 カ国の水・衛生セクターにおける関連政府機関及び民間セクター

## 5. 業務の範囲

本調査は、「2. 業務の目的」を達成するため、「8. 成果品等」を念頭に、「6. 実施方針及び留意事項」に配慮しつつ、「7. 業務の内容」に示す業務を行うものである。

## 6. 実施方針及び留意事項

### (1) 本調査の運営管理及び IDB との連携

本調査は、JICA 中南米部の指示に基づき実施される。ただし、調査の目的は、中米地域を対象とし、水・衛生セクターにおける日本の技術活用促進を念頭に置き、JICA-IDB 協調融資案件の形成に資する情報の収集・分析、候補案件リストの作成を行うことであり、本調査終了後も具体的な案件形成に係る協議を JICA 及び IDB の間にて進めていく。また、JICA は中南米部を取り纏めとしつつも、地球環境部及び在外事務所・支所とともに本調査を実施していく。

よって、IDB 及び JICA の関係部署には調査結果を報告するのみではなく、本調査の実施方針等についても意見交換を行いながら進めていくことが必要となる点に留意する。現時点で想定する協議・報告のタイミングは 7. の通り。

### (2) CORE の活用

候補案件リストに盛り込まれる案件につき、再生可能エネルギーの導入、あるいは省エネルギーに資する水・衛生セクターの技術や経験の導入等、CORE の枠組みで実施できるものであればなお望ましい。

### (3) 案件形成を見据えた調査の実施

本調査の終了後、JICA 及び IDB は具体的な案件形成に向けて、相手国の関連政府機関及び民間セクターとの協議を進めることとなる。よって、本調査においても、相手国のニーズの把握に留まらず、関連政府機関及び民間セクターとの意見交換・情報収集を行い、導入が期待される技術や経験のメリットや規模感等についての理解を促進する。

### (4) 水・衛生セクターにおける日本の技術活用促進

本調査は、水・衛生セクターにおける対象 8 カ国の課題解決のために、日本の技術の活用促進を目的としている。よって、他国との比較に基づく、日本の技術や経験の技術的・経済的優位性を明らかにしたうえで調査を進めていくことが求められる。

### (5) 他の資金ソースの活用

本調査は、JICA と IDB による協調融資の候補案件の抽出を目的としているものの、各国における開発効果の最大化には、他のドナーを含めた適切な資金ソースの検討が効果的である。左記を踏まえ、JICA 及び IDB 以外のドナー資金ソースの活用可能性についても調査を行う。

### (6) 本邦招聘プログラムの実施

対象国への導入が期待される日本の水・衛生セクターにかかる技術、取り組み事例に関する理解を深めるとともに、導入に向けた意向を確認や意見交換を行う目的で、本調査の対象国の関係者（8 カ国、2 名ずつの計 16 名を想定）及び IDB（2 名程度を想定）を対象に、10 日程度の本邦招聘を実施する。招聘対象者はハイレベル（全日程のうち 5 日程度）、局長以下（全日程参加）を想定するが、具体的には第二次現地調査の結果を踏まえ、最適な構成を検討する。

本邦招聘の実施支援にかかる費用は、本邦招聘への同行者 1 名にかかる費用（国内移動、宿泊費等）を積算の上計上し、別見積もりとすること（ただし、直接人件費は別見積もりとせず、本見積もりとする）。それ以外の費用としては、本件主管部の JICA 中南米部が支弁する。

なお、現時点で想定される招聘プログラム（案）をプロポーザルにて提案すること。最終的な実施プログラムについては、第二次現地調査後、JICA 中南米部との協議を経て決定する。

### (7) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果（結果）は、2. に記載の通り、JICA-IDB 協調融資案件の候補案件リストを作成することであるが、現時点で全ての候補案件を有償資金協力として実施することを前提としているわけではなく、候補案件の中から有償資金協力案件としてより有望なものを優先的に検討していくこととなる。

よって、本邦招聘を含めた調査工程において、対象国の関係者に候補案件に含まれることがそのまま有償資金協力の実施に繋がるとの誤解を与えないよう留意すること。

## 7. 業務の内容

### (1) 第一次国内作業

- 1) 対象国で活用が期待される日本の技術・経験をリストアップする。リストアップに際しては、対象国での日本の技術活用促進に向け、他国より比較優位があり、導入の意義が高いと考えられる技術・経験を対象とする。
- 2) 第二次現地調査にて対象国の関係政府機関・民間セクターに提示できるよう、リストアップした技術・経験の概要、導入の必要性・メリット、日本の技術・経験の比較優位、事業費の規模感、工期・工程の目安、環境社会配慮等の導入上の留意事項の有無等を整理する。
- 3) 既存資料や HP 等から対象国の水・衛生セクターに係る情報収集を行う。

### (2) 第一次現地調査

- 1) IDB（ワシントン）を訪問し、対象国の水・衛生セクターに係る情報を収集する。また、IDB の水・衛生セクターに係る援助方針（同セクターの SDGs 支援方針を含む）を確認するとともに、本調査の実施方針について意見交換する。
- 2) 世銀や USAID 等のワシントンに拠点を置くドナーを訪問し、対象国の水・衛生セクターに係る情報を収集する。また、各ドナーの水・衛生セクターに係る援助方針（同セクターの SDGs 支援方針を含む）を確認し、JICA と IDB 以外の資金ソースの活用可能性を検討する。

### (3) 第二次国内作業

- 1) 第一次国内作業及び第一次現地調査を踏まえ、インセプションレポート案を作成し、JICA 中南米部の事前確認を得る。
- 2) 円滑な調査の実施に向け、調査方針を説明・意見交換するための TV 会議を実施する。対象者は JICA（本部・在外事務所・支所）及び IDB を

想定。なお、第二次現地調査では、全 8 カ国を対象とするものの、第一次国内作業及び第一次現地調査の結果を踏まえ、各国の調査対象セクターを絞り込む予定のため、この点に係る考え方を調査方針に含める。

- 3) TV 会議後、インセプションレポートを提出し、JICA 中南米部の承認を得る。

#### (4) 第二次現地調査 (8 カ国対象)

- 1) 8 カ国を対象にインセプションレポートを説明し、調査方針や進め方に係る対象国の関連政府機関・民間セクターの理解を得る。
- 2) リストアップした日本の技術・経験を対象国の関連政府機関・民間セクターへ説明する。また、各国の水・衛生セクターの概況や SDGs への取り組み状況を把握し、各国の関心・ニーズや導入の要否につき意見交換するとともに、導入に向けた検討を進める上で必要な情報を収集・調査する。
- 3) JICA の各在外事務所・支所と相談の上、本邦招聘参加候補者の選定及び招聘にかかる事前説明を行う。

#### (5) 第三次国内作業

- 1) 第二次現地調査の結果を踏まえ、以下の内容に基づき有償資金協力の候補案件リスト案を作成する。
  - ① 件数： 各国 1 案件以上とし、計 8~11 案件程度
  - ② ボリューム： 1 案件あたり A4 で 3 ページ程度
  - ③ 記載項目：
    - ・ 事業の目的
    - ・ 事業の必要性
    - ・ 関連行政機関／民間セクターの政策・方針・計画上の位置づけ
    - ・ SDGs への貢献
    - ・ プロジェクトサイト
    - ・ 事業概要 (コンポーネント)
    - ・ 期待される成果
    - ・ 裨益対象者
    - ・ 事業費概算額 (規模感)
    - ・ 事業実施スケジュール (目安)
    - ・ 事業実施体制
    - ・ 日本の技術の概要及び他国との比較優位

- ・環境社会配慮上の留意の有無
  - ・有償資金協力の円滑な実施に技術協力が必要な場合、同技術協力案件の概要（目的、必要性、事業概要等）
  - ・その他（特記事項がある場合は記載）
- 2) 候補案件リスト案において、活用が期待される日本の技術に対する理解を深めるための本邦招聘のプログラム案を作成する。
  - 3) 第二次現地調査の結果、候補案件リスト案、招聘のプログラム案、招聘参加候補者リスト及び第三次現地調査実施方針を JICA 中南米部に報告・説明し、確認を得る。
  - 4) JICA（本部・在外事務所・支所）及び IDB に第二次現地調査の結果、候補案件リスト案、招聘のプログラム案、招聘参加候補者リスト及び第三次現地調査実施方針を報告・説明するための TV 会議を実施する。
  - 5) 上記 TV 会議結果を踏まえ、候補案件リスト案、招聘プログラム案及び招聘参加候補者リスト、第三次現地調査の実施方針について、JICA 中南米部の承認を得る。

#### (6) 本邦招聘（8カ国対象）

JICA 中南米部が実施する本邦招聘プログラムを支援する。対象国への導入が期待される日本の水・衛生セクターにかかる技術、取り組み事例に関する理解を深めるとともに、導入に向けた意向を確認や意見交換を行うことを目的とし、本調査の対象国の関係者及び IDB を対象とする。詳細は 6.

(6) の通り。

#### (7) 第三次現地調査（3カ国対象）

- 1) 将来の資金協力の可能性が最も高い3カ国における3~6程度の候補案件を対象に、第三次現地調査を実施する。
- 2) 対象国の関連政府機関・民間セクターに対し、候補案件リストに記載された当該国向けの候補案件にかかる説明を行い、実施に向けた意向確認及び理解の深化を図る。
- 3) 有償資金協力を念頭に、対象国の関連政府機関・民間セクターの財務状況や当面の投資計画等を確認する。
- 4) 具体的な有償資金協力案件の形成に向けて調査・確認が必要となる項目を整理する。

#### (8) 第四次国内作業

- 1) これまでの調査結果を踏まえ、ドラフトファイナルレポート案を作成



し、JICA 中南米部の事前確認を得る。

2) 3カ国対象に実施した第三次現地調査結果を踏まえ、当該国の候補案件リスト案を更新するとともに、以下の情報を追加する。

- ① 件数： 各国 1~2 案件とし、計 3~6 案件程度
- ② ボリューム： 1 案件あたり A4 で 5 ページ程度
- ③ 追記項目：
  - ・ 候補案件に対する関連政府機関・民間セクターの意向・期待
  - ・ 有償資金協力の実施を念頭においた関連政府機関・民間セクターの財務状況や当面の投資計画
  - ・ 有償資金協力の実施に向けて今後整理・調査が必要な項目

3) TV 会議を通じ、ドラフトファイナルレポート案を JICA（本部・在外事務所・支所）及び IDB に説明する。

4) 上記 TV 会議後、ドラフトファイナルレポートを JICA 中南米部へ提出し、承認を得る。

#### （9）第四次現地調査

ドラフトファイナルレポートを優先 3 か国の関連政府機関・民間組織へ説明し、理解を得る。説明に際しては、当該技術の導入に向けた準備スケジュールと課題が明確となるよう留意し、調査終了後の JICA 及び当該機関による議論の継続に資するようにする。

#### （10）第五次国内作業

1) 第四次現地調査の結果を踏まえ、ファイナルレポート案を作成し、JICA 中南米部の事前確認を得る。

2) ファイナルレポート案を踏まえ、JICA（本部・在外事務所・支所）及び IDB を対象とする報告会を実施する。

3) 上記 TV 会議後、ファイナルレポートを JICA 中南米部へ提出し、承認を得る。

### 8. 成果品等

業務の各段階で作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうちファイナルレポートを最終成果品とする。なお、最終報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとし、各成果品において電子データも併せて提出のこと。各報告書に関しては、JICA 中南米部に説明の上、その内容について承認を得るものとする。

(1) インセプションレポート (IC/R)

記載事項：調査対象国の水・衛生セクターの概観（既存資料のレビュー等）、第一・二次国内作業及び第一次現地調査の結果等を踏まえた業務の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画、業務フローチャート、活用が期待される日本の技術・経験の概要

提出時期：第一次国内作業終了時（2016年7月下旬を想定）

部数：和文2部、西文2部（簡易製本）

提出先：JICA 中南米部

(2) ドラフトファイナルレポート (DF/R)

① DF/R 本体

記載事項：第三次国内作業までの調査・整理に基づく以下の項目

- ・調査の背景、目的、団員、スケジュール
- ・調査対象国の水・衛生セクターの概況（政策、現況、課題等）
- ・他ドナーの援助方針や取組状況
- ・第三次国内作業にて作成した候補案件リスト（8カ国を対象としたバージョン。詳細な項目は7.（5）に記載の通り）

② DF/R 別冊

記載事項：第4次国内作業にて作成した候補案件リスト（3カ国のみを対象としたバージョン。詳細な項目は7.（8）に記載の通り）

備考：関連政府機関・民間セクターの財務状況等の機微な情報を含むため非公開とし、DF/R 本体とは分けて作成する。

③ 提出時期等（①及び②共通）

提出時期：第四次国内作業終了時（2016年12月中旬を想定）

部数：和文2部、西文1部（簡易製本）

提出先：JICA 中南米部

(3) ファイナルレポート (F/R)

① F/R 本体

記載事項：DF/R 本体に対して必要な修正、追記を行った調査結果

提出時期：第五次国内作業終了時（2017年2月上旬を想定）

部数：和文14部、西文39部、CD-R4枚

提出先：JICA 中南米部

② F/R 別冊

記載事項：DF/R 別冊に対して必要な修正、追記を行った調査結果

提出時期：第五次国内作業終了時（2017年2月上旬を想定）

部数：和文 9 部、西文 13 部、CD-R2 枚

提出先：JICA 中南米部

備考： 関連政府機関・民間セクターの財務状況等の機微な情報を含むため非公開とし、F/R 本体とは分けて作成する。

(4) その他の提出物 (提出先：JICA 中南米部)

- ① 作成及び収集した資料、データ (撮影写真を含む) 及びそのリスト：なお、各種レポートへの別添とすることにより個別の提出を省略することも可とするが、詳細は JICA 中南米部の指示に従うこととする。

提出時期：その都度

- ② その他：上記提出物の他、JICA 中南米部が必要と認め、書面により報告を求める場合には、すみやかに提出する。

(5) 報告書作成にあたっての留意点

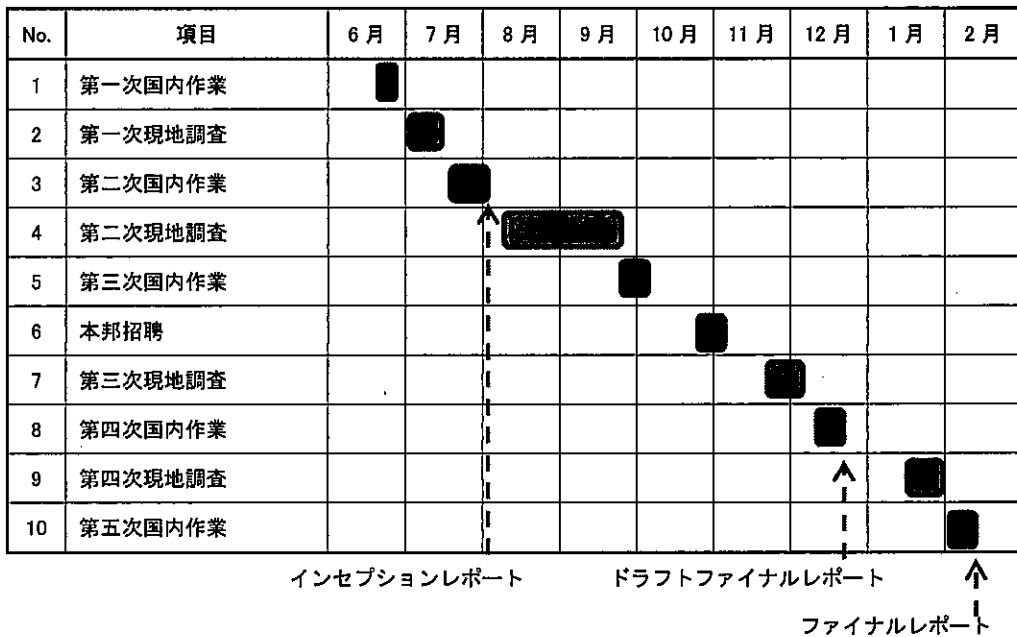
- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、西文等の外国語についてもネイティブチェックを含めた十分な確認を行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- ② 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠 (資料編の項目) との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

以上

### 第3. 業務実施上の条件

#### 1. 調査の工程

本調査の調査期間は2016年6月下旬から2017年2月上旬までとし、調査の工程については以下を想定しているが、より効率的、効果的な作業工程があれば、本邦招聘時期以外は変更可能。具体的な調査工程はプロポーザルで提案すること。



#### 2. 業務量目処と業務従事者の構成

(1) 全体 M/M : 13.35M/M 程度

(2) 想定する業務従事者の構成案

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。また、記載の格付けは目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／水・衛生政策 (2号)
- ② 上水道システム
- ③ 下水道システム (3号)
- ④ 廃棄物処理 (3号)

## ⑤ 財政計画／開発金融

### 3. 対象国からの便宜供与

対象 8 カ国からの特別な便宜供与は想定していない。本調査実施にあたり、コンサルタントは独自で調査を遂行することが求められているが、JICA は、現地調査開始に際して各国政府関係機関への調査内容や調査スケジュールの通知及び調査への協力依頼を行うとともに、主要な訪問先との初回アポイントの取付けを支援する。

### 4. 通訳

本調査には、現地あるいは第三国（メキシコ等）からの通訳（英語/日本語⇄スペイン語）の配置を認める。但し、経費は直接費のみとする。備上を希望する場合は、必要経費を本見積書に記載すること。なお、西語での業務が可能な団員が含まれることが望ましい。

### 5. 参考資料

- ・中米・カリブ地域廃棄物管理分野情報収集・確認調査ファイナル・レポート（以下、URL）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000007736.html>

### 6. その他留意事項

#### (1) 安全管理

現地調査期間は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICA の各拠点において十分な情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

#### (2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

#### (3) 関係者への説明・情報共有

先方関係機関、JICA との連絡を密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。JICA が求める場合には、現地日本大使館に調査に係る説明を行うこと。

以上

